

第 95 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

雲仙岳災害記念館条例（平成13年長崎県条例第50号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
雲仙岳災害記念館	福岡県福岡市中央区大名二丁目8番22号 天神偕成ビル3階 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州沖縄支店 支店長 松坂 遼	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令 和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

雲仙岳災害記念館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び雲仙岳災害記念館条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。